

事務連絡
令和5年8月1日

各都道府県バス協会 事務局 殿

公益社団法人 日本バス協会
業 務 部

道路運送法施行規則等一部改正における車内氏名掲示の廃止について

平素より当協会の運営につきましては、格別なご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記につきまして、今般、別紙のとおり道路運送法施行規則等の一部を改正する省令が公布・施行され、バス車内における乗務員等の氏名掲示が廃止されますので、貴協会傘下会員事業者に対し周知方よろしく願いいたします。

担当:業務部 渡邊

TEL:03-3216-4014